

やまきだより 22



みなさま、ごぶさたでした。

やっとコロナ対策のワクチン接種が進んできたので、これでコロナが収まるといいですね。

いよいよ「アフターコロナ」の世界が始まるかもしれません。完全に以前のように戻らないでしょうが、何が違って、何が元通りになるのでしょうか？

在宅勤務、おうち時間、家飲み、リモート会議、マスク生活など、どうなるのでしょうか？

私もどちらかと言えば、活動は抑え気味であり活動していなかったですが、八巻の近況報告として、お世話になっている方にこの「やまきだより第22号」を送らせていただきます。

ご意見、ご質問、アドバイス、お問合せなんでも結構です。どしどし連絡ください。(本レポートがご迷惑の場合や、不要の場合はその旨連絡ください。配信ストップします。)

【タイで「グリーン電力証書」ビジネスを開始】

脱炭素活動（カーボンニュートラル）には、自然エネルギー発電、CO₂抑制、バイオマス利用などいくつかの手段がありますが、「グリーン電力」もその一つです。

「グリーン電力」は自然エネルギー発電で「発電した電気そのものの価値」の他に、省エネ（化石燃料使用削減）やCO₂発生抑制といった付加価値をもった電力です。ここを「環境付加価値」といいます。

この「環境付加価値」を「証書」にして取引するシステムが「グリーン電力証書システム」です。

このタイ版を私と EnviX 社（中里社長）の子会社である「GREEN AND BLUE PLANET SOLUTIONS」社（梅山社長）で新ビジネスとして開始します。

タイ版の「電力証書」は「I-REC」と

【無料ウェビナー】タイから始める海外再エネ電力証書I-RECのイロハ

2 September 2021



2021年10月27日（水）開催！

この度、弊社ではタイのグリーン電力証書（再エネ電力証書）の販売を開始しました。今回の無料ウェビナーでは、世界的に関心が高まる「グローバルな再エネ調達」に向けて多くの日系企業が進出するタイに焦点を当て、海外拠点での再エネ100%調達を目指す電力消費者向けにI-RECの制度や普及状況を紹介します。

10月27日（水）無料セミナーです

います。「GREEN AND BLUE PLANET SOLUTIONS」社はタイのバイオマス発電工場と「環境付加価値（グリーン電力証書）」の売買契約をしており、この環境付加価値を「証書」の形で販売するビジネスの形です。

この仕組みを紹介する無料セミナー（日本語）を10月27日（水）日本時間15:00から（タイ時間13:00から）行いますので、興味のある方はぜひご参加ください。

タイに進出の日本企業様にはすでに現地サイドでご案内をしており、多数のタイ現地の企業様、工場様からご参加の申し込みをいただいております。

日系でタイに進出されている企業様、関連する会社様は、ぜひ、ご参加ください。

私は、今はまだ、コロナでタイに行けませんが、行けるようになったらこの新商品のご案内でタイの関連各社様を訪問させていただきます。

その際、タイ関係各社様にはあらためて連絡いたします。

【解体工事】

ある倉庫の解体工事をしています。

土壤汚染対策法第4条の「3000m²以上の土地の形質変更」の届けから始まって、アスベスト含有スレート板の手ばらし撤去、蛍光灯産廃処理、安定器のPCB含有確認、鉄骨ばらし、基礎コンクリート、アスファルト舗装の撤去・リサイクルと進めています。

もう少しで完工するところです。

環境的には粉塵、騒音、振動が問題であり、近所の方々からの苦情を気にしながらの解体工事です。

法第4条の「3000m²以上の土地の形質変更」の届けを知事に提出しましたが、「特定有害物質の使用履歴は無かった」ことから「土壤汚染調査命令」は出ませんでした。

（なお、法第4条の「3000m²以上の土地の形質変更」は全国で年間約1万件の届出がありますが、「土壤汚染調査命令」が実際に出るのは毎年（わずかに）100件程度です。）

また、いわゆる「産廃処分の追っかけ」でアスベスト含有スレート板の処分場までダンプを追跡して行きました。

ここは池を埋立てしている最終処分場で、池の中に直接ダンピングするので粉塵がほとんど立たないのが特徴でした。



スレートの手ばらし解体



鉄骨切断・解体



アスベスト含有スレート処分場

【プラスチックリサイクル工場の工事監理】

私が請負っているプラスチックリサイクル工場生産設備の設置工事も進んできました。

機器・装置が次々に搬入され、組立・据付工事をしています。

前号でも触れましたが私の役目は、各生産設備工事事社の現地工事の工程調整、品質管理、安全監理です。

機器・装置の仮置きエリア、仮組立場所、重機配置計画、搬入ルート確保などの調整もあり、それなりに大変です。

もう少し進むといよいよ、試運転調整、性能確認運転、完成検査となっていきます。

うまく動くといいですね。

とにかく「安全第一」です。



プラスチックリサイクル設備工事



搬入機器・装置

【工場廃止、土地取引に伴う土壌汚染調査】

工場・事業所の廃止や土地取引に伴う土壌汚染調査もぼつぼつとこなしています。

規模はそんなに大きくないですが、土壌ガス調査、表層土壌調査、場合によりボーリング調査をしています。

使用履歴のある特定有害物質はもちろん調査対象ですが、土地取引の関係から「全項目調査」も多いですし、「油分調査」をプラスすることもあります。

世の中は、それなりに土地は動いているようで、それに伴う調査も多いようです。

また、土壌汚染対策工事に伴う法第12条の（指定区域内の）形質変更申請（掘削など土にさわる許可申請）や法第16条の汚染土壌の搬出の申請も多いです。

法第12条、法第16条の申請はちょっとテクニックが必要なので、そのケースがありましたらぜひ相談ください。



表層土壌調査（重金属）



土壌ガス調査（VOC類）

【本の執筆中】

2014年に「土壌汚染をめぐる重要裁判例と実務対策」を出しましたが、その改訂版を執筆中です。この冬には発行される予定です。

弁護士の宮崎先生が旧判以降の裁判事例を整理して取りまとめました。2014年以降の裁判事例は100件超もあり急増しているとのこと。

八巻は「(仮題) 土壌汚染対策法改正の影響と土地取引」について

- ・法改正の内容、その理由、その影響
- ・法改正による土地取引への影響
- ・(自主と法対応の) 調査・対策の進め方についてまとめています。

宮崎先生に教えていただいた興味深い事例を一つ紹介します。

Yが地主、Xが買い手です。

Yは平成18年に土壌調査をしたが汚染は無かった(土壌調査1)。特約事項で土地の引渡後であっても隠れた瑕疵が発見された場合は、Yの負担において速やかに対処すること、があることを受けて平成19年に2回目の土壌調査を実施したが、また汚染は無かった(土壌調査2)。

同年にこの土地はXに引き渡された。

Xは平成20年に土壌調査をしたところ六価クロムと鉛の汚染が判明した(土壌調査3)。

XはYに対して「調査費用(土壌調査3)」と「土壌汚染対策費用」の請求の訴訟を起こした。裁判所の判決は、「瑕疵があったとしてYに土壌汚染対策費用の支払いを認めた」が、「調査費用3はXが負担すべき費用である」とした。

興味深いのは、裁判所が「この土地は製缶業の工場であって、六価クロムや鉛を使っていた可能性があるのに、土壌調査1、土壌調査2では十分に調査されてなかった。」と調査の不備を指摘していることと、「調査費用3はその時点での土地の所有者であるXが負担すること」と判決したことである。

土壌調査1、土壌調査2の調査内容まで詳しくわからないが、これを実施した調査会社が「調査の不備により損害が発生した」と訴えられてもおかしくないケースと感じる。慎重な調査が必要であり、訴訟になっても戦えるエビデンスを残すべき、と思った。

もちろんこの事例も発行する本の中に入っています。



前判 2014年発行

【セミナー】

講演、セミナーもコロナで様変わりです。

受講者が集まったの対面の授業形式ではなく、WEB方式が主流です。

「土壤汚染調査技術管理者試験」（国家試験）の受験セミナーもWEB方式でやりました。今年からセミナー内容は2本立てです。「受験セミナー編」と「過去問題解説編」の2つです。

「受験セミナー編」はこれまで教室で講義していたものを、WEBカメラに向かって一方的に話しして進めるので、受講生の反応がわかりません。

「過去問題解説編」は「過去の問題」と「回答」のページが分かれており、「過去の問題」のページで「みなさんWEB動画をいったん止めて、問題を読んで、みなさんなりに回答を考えてみてください。」でポーズを入れ、「それでは解説です。」と続けました。

「土壤汚染調査技術管理者試験」を受験される方は、ぜひ、このセミナー受講を検討ください。

この資格は「土壤汚染対策法の調査」をするための資格で、調査会社やコンサル会社の技術者は必須の資格です。

試験はそれなりに難しく、合格率は毎年10%以下です。

興味のある方は、産業環境管理協会にお問い合わせください。

土壤・地下水汚染防止関連セミナー

土壤・地下水 汚染防止関連セミナー

オンライン開催!

実務に役立つ基礎力アップと国家試験対策

土壤汚染調査技術管理者 試験対応セミナー

土壤汚染調査技術管理者 試験対応セミナー 過去問徹底解説編

土壤汚染調査技術管理者 試験対応セミナー

土壤汚染対策法により環境省指定調査機関に「土壤汚染調査技術管理者」（以下「技術管理者」）を設置することが定められています。「技術管理者」の資格は年1回行われる国家試験に合格することによって得られます。本セミナーは、過去問の出題傾向分析を基に、重要ポイントを中心に解説する実践的な国家試験対策セミナーです。講義動画は視聴可能期間であれば繰り返し視聴することができます。

【参考】 [土壤汚染対策法に基づく技術管理者](#)（環境省ホームページ）

「土壤汚染調査技術管理者試験対応セミナー」

【マラソン】

マラソンもさっぱりです。

何千人も参加する大きな大会（私が参加した大きいのは「千葉マリンマラソン」「富津県民マラソン」「板橋シティマラソン」「横浜マラソン」など）は全部中止のままです。

でも、小さな「ミニ大会」は行われています。

そのひとつ、「江戸川区東大島荒川河川敷ハーフマラソン」に参加してきました。

全部で 50 人ほどのミニ大会でした。

東大島から平井を越えて四つ木で折り返す 5 km のコースを 4 往復して（これで 20 km）にプラス 1 km 97.5m を走ってハーフマラソンの距離 21.0975 km です。

またまたバテバテでビリから 2 番目、ブービーでした。ホント情けない。

でも完走できたことを励みに、次もチャレンジします。

では、また。



開会式 コースとルールの説明



なんとか「完走証」をゲット

【ご相談ください】

- ・ **買う土地**の土壤調査をしたい
- ・ **売る土地**の土壤調査をしたい
- ・ **工場を閉鎖**する、**工場を移転**する
- ・ **工場を買う**、**工場を売る**
- ・ 「**白の証明（汚染なし）**」をしたい

などの**調査の相談**

- ・ 「**浄化工事**っていくらかかるの？」
- ・ 「**バイオ処理**ってホントに安いのか？」

などの**対策の相談**

どうぞ、お気軽に！

産業廃棄物や**工業薬品**、

低濃度PCB廃棄物処理もお気軽に相談ください。

株式会社**ヤマキ環境**

〒103 - 0004

東京都中央区東日本橋 3-6-6

さつきビル 3F

TEL 03-6231-0503

携帯 090-8774-9453

MAIL yamaki@yamakikankyo.jp

HP www.yamakikankyo.jp